

湖東中学校保護者と教職員の会規約

第1章 名 称

第1条 本会は、鳥取県鳥取市立湖東中学校「保護者と教職員の会」(PTA)と称し、事務所を鳥取市立湖東中学校に置く。

第2章 目的と事業

第2条 この会は生徒の健やかな発達を図るため、保護者と教職員が協力して自主的民
主的に活動することを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 生徒の心身の健全な発達を図る。
- 2 学校と地域における教育的環境の整備を図る。
- 3 生徒の補導保護の対策に協力する。
- 4 地域の社会教育の振興を助ける。
- 5 会員の親睦を深め教養を高める。

第3章 会 員

第4条 本会の会員は生徒の保護者並びに教職員とする。

第5条 本会に名誉会員として学識経験者を推薦することができる。

第4章 総 会

第6条 総会は1回年度初めに開く。但し必要に応じ臨時に開くことできる。

第7条 総会は次の事項を行う。

- 1 諸報告
- 2 事業方針の説明
- 3 予算・決算の承認
- 4 会長・副会長および会計監査の選出
- 5 規約の改廃
- 6 その他必要事項

第5章 役 員

第8条 会 長 1 名
副 会 長 5 名
会計監査 4 名
幹 事 若干名
常任委員 若干名
専門部員 若干名

第9条 役員は任期は1ヶ年とする。但し再任を妨げない。

第10条 役員は次の通りとする。

- 1 会長・副会長・会計監査は総会において選出し、幹事は会長が委嘱する。
- 2 常任委員は次のものとする。
各学年委員長・同副委員長・各専門部長・同副部長及び幹事。
- 3 各専門部は各学級の会員及び教職員から選出する。

第6章 役員の任務

- 第11条 役員の任務は次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代行する。
 - 3 幹事は本会の庶務を担当する。
 - 4 会計監査は会計を監査する。
 - 5 常任委員は常任委員会を構成し、この会の企画及び審議にあたる。
 - 6 専門部員は専門部を構成し、この部の事業計画とその実施にあたる。

第7章 常任委員会

- 第12条 常任委員会は会長・副会長・常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 第13条 常任委員会は次の事項を審議する。
- 1 本会の事業計画の審議
 - 2 総会に提出する議題の作成
 - 3 その他緊急を要する重要事項の処理。但しこの場合は次の総会に報告しなければならない。

第8章 専門部

- 第14条 専門部に部長・副部長を置き、委員の互選とする。
- 第15条 専門部は必要に応じて会長が招集する。
- 第16条 専門部は事業計画の立案及び実施にあたる。
- 第17条 専門部の構成並びに分掌業務は別に定める。

第9章 特別委員会

- 第18条 本会が必要に応じて特別委員会を設けることができる。
- 第19条 特別委員会は本会の役員及び学識経験者を持って構成し会長が委嘱する。

第10章 学年・学級PTA

- 第20条 本会に学年・学級PTAを置き、本会の目的達成につとめる。
- 第21条 ① 学年PTAに委員長・副委員長を置き、学年PTA会員より選出する。
② 学級PTAに学級委員長を置き、学級PTA会員より選出する。

第11章 会計

- 第22条 本会の経費は、会費・事業収入・補助金及び寄付金を以てこれにあてる。
- 第23条 会費の総額については毎年総会において決定する。
- 第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12章 細則及び慶弔規定

- 第25条 本会の運営上必要な細則及び慶弔規定は別に定める。

- 付 則 本規約は昭和24年5月9日より施行する。
- 昭和31年4月19日改正
 - 昭和46年4月16日改正
 - 昭和49年5月7日改正
 - 昭和50年5月2日改正
 - 平成4年4月21日改正
 - 平成7年4月24日改正
 - 平成16年5月30日改正

湖東中学校保護者と教職員の会細則

〈規約 第17条〉

- 1 専門部の構成及び分掌事業は次のとおりとする。
 - (1) 生活部
 - 1 学校や家庭での生活指導に関すること。
 - 2 生徒の校外生活に関すること。
 - 3 生徒の教育環境整備に関すること。
 - (2) 文化部
 - 1 会員の研修に関すること。
 - 2 広報活動に関すること。
 - (3) 保体部
 - 1 保健活動に関すること。
 - 2 体育行事の企画実施に関すること。
 - 3 会員の福利・厚生・親睦に関すること。
 - (4) 人権教育推進部
 - 1 会員の人権教育研修に関すること。
 - 2 学校の人権教育研修の理解と協力に関すること。
 - 3 他校・地域及び人権教育機関との連携に関すること。
- 2 副会長に総務担当をおく。
総務担当は専門部に属さない事業を担当する。
- 3 副会長は各部を分け担当し、必要に応じて指導助言する。

〈規約 第21条①、②〉

- 1 役員の選出は、次のとおりとする。
 - (1) 各学級より学級委員長1名と学級委員4名を選出する。
選出は、1年は入学式当日に、2・3年は年度初め参観日に選出する。
 - (2) 選出にあたっては特定の地域に偏らないように配慮する。
- 2 各学年委員長、副委員長（3名）は当該学年の学級委員長の中から選出する

〈規約 第10条〉

- 1 学級委員は、いずれかの部門に所属する。

付 則

平成 2年4月24日	一部改正
平成10年4月28日	一部改正
平成16年5月30日	一部改正

湖東中学校保護者と教職員の会（表彰）慶弔規定

- 1条 次の場合には慶賀の意を表し感謝状を贈り表彰する。
- (1) 生徒が卒業し、退会される会員で常任委員以上の役員を3年以上連続又は断続してその任に当たり功績顕著なもの。
ただし、退会されても翌年子供が入学等により引き続き会員となる場合は表彰の時期を考慮する。
 - (2) 校長で勤続3年以上のもの。
 - (3) 教職員で10年勤続したもの。
- 2条 次の場合には弔意を表す。
- (1) 会員（保護者）の死亡 1万円と花輪及び弔電
 - (2) 会員（教職員）の死亡 1万円と花輪及び弔電
 - (3) 生徒の死亡 1万円と花輪及び弔電
 - (4) その他必要と認めた時はその都度協議する。
- 3条 教職員が転退職した場合は謝意を表す。
- (1) 転出の場合 1年につき2千円 1年増すごとに千円
 - (2) 退職の場合 その都度協議する。

P T A 組 織

